

令和7年度（2025年度）

甲賀市職員採用試験

【令和8年4月1日採用 3次募集】

— 受験案内 —

◆ 募集職種 ◆

- ・ 上級事務職
- ・ 上級事務職（社会人経験者）
- ・ 上級土木職
- ・ 上級土木職（社会人経験者）
- ・ 上級建築職
- ・ 上級建築職（社会人経験者）
- ・ 上級建築設備職
- ・ 上級建築設備職（社会人経験者）
- ・ 保健師

受付期間	令和7年9月30日（火）～令和7年10月24日（金）
1次試験方法	基礎能力・性格検査【SPI3：テストセンター方式】
1次試験期間	令和7年11月1日（土）～令和7年11月21日（金）

甲賀市の求める人物像

1. チームワークを大切にする職員
2. 市民と対話し、共に考え、協働する職員
3. 未来の甲賀市に、責任ある行動をとる職員
4. 仕事と暮らしを楽しむ職員

採用試験のポイント

- ・ 試験はSPIおよび面接のみで、いわゆる公務員試験対策をする必要はありません！
- ・ SPIについて、テストセンター方式により、全国各地のテストセンターまたは自宅で受験が可能となります！

試験エントリーは
こちらから
(職員採用サイト)



1 試験区分、職種および採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
① 上級事務職 ② 上級事務職 (社会人経験者)	10名程度	一般行政事務
③ 上級土木職・上級建築職・上級建築設備職 ④ 上級土木職・上級建築職・上級建築設備職 (社会人経験者)	3名程度	公共施設の設計、監理、検査、計画等の専門業務および関連する行政事務
⑤ 保健師	1名程度	保健分野等における保健活動業務等

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

職種	受験資格
① 上級事務職	平成11年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
② 上級事務職 (社会人経験者)	次のア、イの両方に該当する者 ア 昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 イ 民間企業等における職務経験が令和7年9月30日現在3年以上ある者(※) (※) ・職務経験(会社員、団体職員、公務員、自営業等)には、常勤勤務者として6か月以上継続して就業した期間(臨時職員等も6か月以上の雇用契約であればその期間に含まれますが、いわゆるアルバイト、パートタイマーについては含まない。)が該当します。 ・6か月以上の職務経験が複数ある場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つのみの職歴に限ります。 ・育児休業期間は、継続して勤務等している期間および職務経験に含めることができます。 ・最終合格者には、職務経験期間確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。確認できない場合は合格を取り消します。
③ 上級土木職・上級建築職・上級建築設備職	次のア、イの両方に該当する者 ア 平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 イ 大学で職種に関する専門課程を専攻して卒業したもしくは令和8年3月31日までに卒業する見込みの者、またはこれと同程度の学力を有する者
④ 上級土木職・上級建築職・上級建築設備職 (社会人経験者)	次のア、イの両方に該当する者 ア 昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 イ 民間企業等における職種に関する職務経験が令和7年9月30日現在3年以上ある者 ・職務経験(会社員、団体職員、公務員、自営業等)には、常勤勤務者として6か月以上継続して就業した期間(臨時職員等も6か月以上の雇用契約であればその期間に含まれますが、いわゆるアルバイト、パートタイマーについては含まない。)が該当します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月以上の職務経験が複数ある場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つのみの職歴に限ります。 ・ 育児休業期間は、継続して勤務等している期間および職務経験に含めることができます。 ・ 最終合格者に、職務経験期間確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。確認できない場合は合格を取り消します。
⑤ 保健師	<p>次のア、イの両方に該当する者</p> <p>ア 平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 保健師免許を有する者、または取得する見込み(※)の者</p> <p>(※)令和8年4月1日までに保健師国家試験に合格していない場合は、採用されません。</p>

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 甲賀市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- エ 甲賀市役所が実施する職員採用試験（会計年度任用職員の採用試験を除く）に申し込みをし、合否が未確定の者または合格をした者
- オ 申し込み日現在、甲賀市職員である者（会計年度任用職員・任期付職員を除く）

※日本国籍を有しない人も受験できます。ただし、日本国籍を有しない職員は、任用が制限されます。詳細は、「10 日本国籍を有しない人の任用について」をご覧ください。

(3) 上記①～⑤の職種および選考期間が重複する他の募集枠について、重複して申し込むことはできません。

3 第1次試験について

(1) 試験の日程

令和7年11月1日(土)から令和7年11月21日(金)までの期間中で、テストセンターの予約が取れる時間

※受付期間終了後に、応募者へ受験依頼のメールが届きます。

(2) 試験の場所

各地のリアル会場もしくはオンライン会場のいずれか（予約型）

(3) 試験の方法、内容

基礎能力・性格検査（SPI3）

基礎能力・性格検査（SPI3）は言語的理解、論理的思考及び数量的処理に関する能力検査、性格特徴に関する検査を行います。

(4) 第1次試験の結果発表

11月下旬に甲賀市役所前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に合否を通知します。また、甲賀市のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

第1次試験【基礎能力・性格検査（SPI3）】注意事項

(1) 基礎能力・性格検査（SPI3）を受検するためには、採用試験受験申込みとSPI3の受検申込み2つの手続きが必要です。

令和7年11月1日（土）から11月21日（金）までに基礎能力・性格検査（SPI3）を受検していない場合は、失格となります。

(2) SPI3受検依頼メールは、職員採用サイト（パブリックコネクト）にご登録いただいたメールアドレスに届きます。また、ログイン後のトップページからも受験依頼の確認が可能です。事前に職員採用サイト（パブリックコネクト）から送信される電子メールが受信できるように設定してください。メールアドレスが正しくない等、メールが届かずSPI3の受検ができない場合は、採用試験を辞退したものと扱います。メール不着の際に確認等はいりませんので、申込時に正確に登録していただくようお願いします。

(3) 初めてテストセンターを利用する場合は、「テストセンターID」を取得する必要があります。テストセンターIDの取得方法については、SPIホームページの“よくあるご質問”より「1. テストセンターID取得」の欄を参照してください。その他、SPIに関する注意点や、その他の持ち物、テストセンター会場の情報についても、SPIホームページを参照してください。

(4) 締め切り直前は、テストセンター会場の予約が混みあうことが予想されますので、余裕を持って受検手続きをしてください。

(5) 基礎能力検査をオンライン会場（自宅等）で受検される場合は、各自カメラ付きパソコン環境が必要になります。

(6) 過去1年以内にテストセンターで受検したことがある方は、前回の受検結果を送信することで、受検したものとみなすことができます。

(7) 本人以外の方が代理で回答する、回答中に他者から助言を受ける、通信機器を使用する等の不正行為を固く禁じます。万が一、不正行為と認められる行為が判明した場合、以後の試験を受験することはできません。また、最終合格発表後にこのような行為が判明した場合は、合格を取り消します。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

4 第2次試験について

(1) 試験の日程

次のとおり実施する予定ですが、詳細は第1次試験の合格者に通知します。

職種	試験の時期
① 上級事務職 ② 上級事務職（社会人経験者）	12月上旬（第2次試験）
③ 上級土木職・上級建築職・上級建築設備職 ④ 上級土木職・上級建築職・上級建築設備職（社会人経験者）	12月中～下旬（最終試験）
⑤ 保健師	12月中～下旬（最終試験）

(2) 試験の方法、内容

職種	試験の方法
① 上級事務職 ② 上級事務職（社会人経験者）	口述試験（個別面接）
③ 上級土木職・上級建築職・上級建築設備職 ④ 上級土木職・上級建築職・上級建築設備職（社会人経験者）	口述試験（個別面接）
⑤ 保健師	口述試験（個別面接）

(3) 第2次試験の結果発表

職種	結果発表の時期
① 上級事務職 ② 上級事務職（社会人経験者）	12月中旬
③ 上級土木職・上級建築職・上級建築設備職 ④ 上級土木職・上級建築職・上級建築設備職（社会人経験者）	12月下旬
⑤ 保健師	12月下旬

甲賀市役所前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者全員に合否を通知します。また、甲賀市のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

5 第3次試験について【上級事務職・上級事務職（社会人経験者）の最終試験】

(1) 試験の日時および場所

12月中～下旬に行う予定ですが、詳細は第2次試験の合格者に通知します。

(2) 試験の方法、内容

口述試験（個別面接） 人物について個別面接による試験を行います。

(3) 第3次試験の結果発表

12月下旬頃に甲賀市役所前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、第3次試験受験者全員に合否を通知します。

また、甲賀市のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登録され、成績順に採用が決定されます。なお、この名簿は作成の日から原則として1年間有効です。
- (2) 採用予定日 令和8年4月1日（ただし、本人の意向を確認したうえで、それ以前の採用となる場合があります。）

7 給与

給与は甲賀市職員の給与に関する条例等に基づいて支給されます。経験等のある場合はその内容、期間に応じて加算されます。このほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

職種	給料月額
上級事務職	大卒 220,000 円（新卒者の場合）
上級土木職・上級建築職・上級建築設備職	
上級事務職(社会人経験者)	大卒 236,000 円（職務経験3年の場合）
上級土木職・上級建築職・上級建築設備職 (社会人経験者)	
保健師	大卒 255,400 円（新卒者の場合）

上記の額は、令和7年4月1日現在のものです。職歴により金額が変動するため、あくまで参考です。

8 受験手続および受付期間

(1) 申込方法

申込みは、下記の受付期間内にインターネットの応募サイトから行ってください。

職員採用サイト (<https://public-connect.jp/employer/28>) にアクセスし、必要事項を入力して申し込みください。



(採用試験に関するホームページQRコード)

【注意事項】

- 郵送および人事課窓口での申込受付は行いませんのでご注意ください。
- 応募手続きに不備があり、受付期間内に応募が完了せず、受験ができない場合、本市は一切責任を負いません。

(2) 受付期間

令和7年9月30日(火) 午前9時から

令和7年10月24日(金) 午後5時15分まで

9 試験結果の開示について

開示を請求する場合は、事前にご連絡の上、甲賀市役所3階の人事課までお越してください。受験者本人が本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券、住基カード等の顔写真付※保険証等の顔写真付がないものは複数提示）を持参の上、次の開示受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は除きます。）

なお、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、得点が上位であっても不合格となる場合があります。

開示を求めることができる方	開示内容	受付期間
第1次から第3次試験までの各試験において不合格となった方	不合格となった試験の得点及び順位	不合格となった試験の合格発表の日から1か月間

10 日本国籍を有しない人の任用について

- (1) 日本国籍を有しない人は、各任命権者が定める一部の職（「公権力の行使」または、「公の意思の形成への参画」に携わる職のうち、職務の内容または権限が統治作用と関わる程度の高いもの）以外の職に任命されます。

【日本国籍を有しない者の任用が制限される職務（代表例）】

○公権力の行使に該当する業務例

- ・税の徴収、滞納処分
- ・道路法等に基づく許認可
- ・開発行為許可
- ・農地転用許可

○公の意思の形成への参画に該当する職

部長級、次長級、課長級の職など、市行政について企画・立案および決定に参画する職

- (2) 日本国籍を有しない人は、採用時に当該業務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。

- (3) 試験について

全ての試験は、日本語による出題・質問で行いますので、それに対する回答・応答もすべて日本語で行ってください。

※試験に関する問い合わせ先

甲賀市役所人事課人事係 〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地
電話 (0748)69-2122(直通)
FAX (0748)63-4086